

にいはま 農業委員会だより

—第43号—

令和2年12月1日

編集・発行
新居浜市農業委員会
新居浜市一宮町1-5-1
電話 0897-65-1313(直通)
印刷 (株) ハラプレックス



農地パトロール

主な内容

- 会長あいさつ・委員紹介 2 ~ 3P
- 委員の抱負 4P
- 農地パトロールについて 5P
- 意見書の提出について 6 ~ 7P
- 農地の適正管理について 8P
- 農地の権利移転許可について 9P
- 農地転用許可について 10P
- 農業者年金について 11P
- 景観形成作物取組事業について 12P

農業委員会総会は毎月**5日**です。

(ただし休日の場合は翌日となります。)

農地法第3・4・5条の
申請締切は毎月**15日**ですが

異なる月もありますので、農業委員会事務局に
ご確認ください。

農業委員会は、農地法に基づく売買・賃借の許可、
農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導
などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されており、新居浜市では19人の農業委員と14人の農地利用最適化推進委員によって構成されています。

第二十四期 農業委員会委員紹介

◆会長



藤田 幸正
垣生六丁目

◆会長代理



曾我部 英敏
北内町一丁目

農業委員の任期満了に伴い、令和二年七月二十日に第二十四期農業委員会が発足し、前期に引き続き会長に就任いたしました。

本年は、新型コロナウイルスにより、自粛と新しい生活様式への変化に対応しなければならない一年でした。そのうえ令和二年七月豪雨災害により各地で農業関係も被害が出ました。新居浜市では幸い大きな被害

はありませんでしたが、自然を相手にする農業の難しさを痛感すると共に外国産に頼らない食料供給の大切さを感じております。

高齢化・担い手不足など様々な問題に直面しております新居浜市の農業ですが、農業委員・農地利用最適化推進委員が力を合わせ、本市農業の維持・発展のために、「農地の利用の最適化の推進」をはじめ、地域の諸課題に積極的に取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

農業委員



岡田 充
宇高町五丁目



片上 和彦
久保田町三丁目



藤田 健太郎
船木



横井 直次
多喜浜一丁目



寺尾 俊行
阿島三丁目



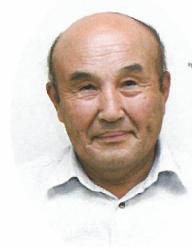
塩見 敏夫
郷三丁目



村上 壽一
又野二丁目



伊藤 繁次郎
中村一丁目



小野 春雄
角野新田町二丁目



高橋 征三
星原町



古川 一豊
寿町



宇野 賀津美
船木



山口 三七夫
桜木町



松木 ワカ子
河内町



渡邊 勝俊
大生院



伊藤 慎吾
大生院



土岐 若水
萩生



小野 義尚
落神町



岩崎 紀生
田の上四丁目



加藤 宏司
宇高町五丁目



安藤 育雄
沢津町二丁目



岡田 悅明
新須賀町一丁目

農地利用最適化推進委員



眞鍋 哲哉
中筋町一丁目



田坂 健次
光明寺一丁目



藤田 隆
船木



高橋 真次
船木



井下 八郎
荷内町



神野 鉄治
大生院



高橋 秀実
萩生



小泉 禮造
中村松木一丁目



竹林 義孝
萩生

第二十三期農業委員は令和二年七月十九日をもって任期満了となりました。お疲れ様でした。
農業に関する御相談・御質問は各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にどうぞ!

委員の抱負 よろしくお願ひします！



● 伊藤繁次郎 農業委員

大学を卒業と同時に新居浜市で就職をして以来、約四十年、兼業農家として水稻栽培と野菜栽培に取り組んできました。その間、農業関係機関・団体とは疎遠ではありましたが、前任の推進委員さんや地域農業者の方々から推薦いただき、この度農業委員に就任することになりました。

この度地域の推薦をいただき、農地利用最適化進委員に就任いたしました。
卒業後、二年程後、家業（米・LPG販売）を継ぎました。兼業農家ですが、あまり米作以外何も知りませんのでご指導よろしくお願ひします。

今日、農業者や農業経営を取り巻く環境は、

平成を経て令和の時代に入り大変厳しさを増しております。国からの交付金、補助金等が減少

い手不足により、農地の荒廃が増加、さらには有害鳥獣による被害の拡大や自然災害等により、安定的な収入が見込めない状況にあり、農業経営は大変厳しい環境にあると思われます。

このような課題に対していくに取り組むべきか、地域の皆様からの声を聴き、地域の圃場を守り、「食」の安心・安全の確保と共に、農業者が安心して営農活動ができる環境づくりを目標として、事務局の方々や先輩委員さんの指導をいただきながら、地域農業の活性化に向け、地域農業者の世話役としての役割を果たしていきたいと考えております。

● 竹林義孝 農地利用最適化推進委員

令和二年農業委員の改選に伴い、岸の下土地改良区等の推薦を得て、萩生地区から農地利用最適化推進委員の職を農業委員会から委嘱されました。これは土地改良区のお世話をしている事が大きな要因で大変光栄である反面、重責を担うこととなりました。

当地域は良質な稲作地帯でしたが、現在は二割程の作付で残りは太陽光パネルの設置、遊休

し、農業者にとつては厳しい情勢になつてきております。更に、高齢化、後継者問題、所得、耕作放棄地の増加等が大きな問題です。

温暖化、異常気象による災害などで、自給率の低い我が国では、食糧危機で将来に向け農業環境の向上が必須条件になるとと思われます。農地の集積化・集約化を進め効率を上げなければならぬと思います。

また、世界においては保護主義、自国第一主義等で農業生産物の輸入があります厳しくなり、自國での生産増が求められる時代になると思われます。

農業は、人々の生活においては極めて重要な産業であります。

微力ではありますが、農業の世話役として努めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

農地、耕作放棄地が年々増加、山里では鳥獣被害と重なり、農地としての生産性はなく「負の財産」となっており、今後の農地利用の方法が

重要となります。当委員の業務である人・農地プラン等における地域の農業者等との話し合い、農地の出し手、受け手へのアプローチ、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進等の現場調査を行い、農業を担える環境が必須である事から、農業の存続に少しでも寄与できるよう努めてまいりたいと思っております。

農地パトロールを実施しました

～令和2年8月から9月までの間、農地パトロールを実施しました～



農地パトロールは、毎年、
地域の農地利用の確認、遊
休農地の実態把握と発生防
止・解消、農地の無断転用
防止と早期発見を目的とし、
各地区的農業委員・農地利
用最適化推進委員・農林水
産課職員・農地整備課職員・
農業委員会事務局職員で行つ
ています。

農地パトロールの実施は、農地法
第三十条で定められており、年に一
度行われます。
去年の調査と比較すると、筆数で
60筆、面積で約4ヘクタールの遊休
農地が減少しました。
また、今回新しく遊休農地となつ
てしまつた耕作地の所有者・小作人
の方には、「農地における利用の意
向についての調査票」をお送りしま
すので、ご協力を願いします。

| 支 所 | 遊 休 農 地 | | 全農地に占める 遊休農地の割合 |
|----------|---------|-----------------------|--------------------|
| | 筆 数 | 面 積 (m ²) | |
| 1 本 所 | 24 | 15,944.00 | 2.16 |
| 2 高 津 | 10 | 9,174.00 | 1.13 |
| 3 垣 生 | 27 | 18,521.00 | 2.43 |
| 4 神 郷 | 92 | 53,849.00 | 4.06 |
| 5 多 喜 浜 | 86 | 55,533.39 | 5.38 |
| 6 船 木 | 131 | 74,113.10 | 4.24 |
| 7 角 野 | 15 | 13,900.00 | 1.44 |
| 8 泉 川 | 56 | 27,109.80 | 2.02 |
| 9 中 萩 | 99 | 74,577.00 | 3.36 |
| 10 大 生 院 | 63 | 54,257.19 | 4.24 |
| 11 大 島 | 474 | 216,578.82 | 29.66 |
| 12 別 子 山 | 67 | 68,699.00 | 13.75 |
| 合 計 | 1,144 | 682,256.30 | 5.07 |



令和二年七月十六日に第二十三期農業委員会として、議論を重ねて作成した意見書を、農業委員役員で市長に提出しました。意見書の内容は次のとおりです。

市長へ意見書を提出しました

一 担い手の確保と育成

新居浜市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、減少による担い手不足等により深刻な状態が続き、農地の細分化、転用による農地の減少が進む大きな原因となっている。農地を保全することは、農業生産力を維持するだけでなく、環境保全機能にも寄与し、災害時の貴重な防災空間となるなど多様な機能を有し、農業従事者を含めた市民生活全般に恩恵をもたらすこととなる。そのためにも、担い手の確保と育成は急務であり、次の支援策を講じること。

(一) 新規就農者の育成支援対策

農業次世代人材投資事業を積極的に活用し支援すること、また、ハウスの設置補助の外、農業機械の購入、農舎の建築等に対する支援の対策を実施すること。農地の集積とあわせんの支援すること。

県外からの移住者や新居浜市出身で定年退職し帰つてくる者等に向けて、本市農業の長所や、新規就農の動機付ける支援策を市

のホームページ等を活用して積極的に情報発信すること。

(二) 後継者対策

認定農業者への支援として、国、県に頼らない市独自の補助金の支援を創設し、農業者の生産意欲の拡大を積極的に図ること。

市の農業振興担当職員を増員するとともに、JA等農業関係機関と連携した農業施策を推進すること。

(三) 定年退職者等への就農支援

研修や栽培講習会を積極的に開催し、技術習得や経営相談等について、必要に応じた適切な支援体制を強化すること。

(四) 農作業の請負事業の立ち上げ

地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に容易に取り組むことができるようJAの共同機械利用者部会とも協力しながら、機械が入らないような小さなところにも対応できることから、次の支援策を講じること。

(五) 人・農地プランの実質化

農地中間管理事業法の改正により、人・農地プランの実質化への市町村の取組みが明確化されており、市内一〇地区で作成された当該プランが適切に実現するよう、経営意向の

二 地産地消の推進と食育の充実

アンケート調査やその結果を基にした地図の作成及び地区における話し合いを進め、地域ごとの農業のビジョンを明確にできるよう、農業委員会、JA等関係機関と連携して取り組むこと。

新居浜市は小規模農家が多く、また、工業都市であり消費地としての性格も併せ持つており、地元農産物を地元で消費する地産地消には非常に適合した地域であると言えるが、農作物直売所では、農業従事者の高齢化によって生産者が少なく、品数が少ない等問題点もある。地産地消の推進は、農業従者と消費者の結びつきの強化や地域の活性化に繋がることから、次の支援策を講じること。

(一) 学校給食へ新居浜産農産物が活用されるため、関係機関と協力して、更なる利用、新居浜産農作物を使つた献立を実施すること。

ため、関係機関と協力して、更なる利用、新居浜産農作物を使つた献立を実施すること。

(二) 安全で安心できる新鮮な新居浜産農産物を販売する農産物直販所の利用促進を図るため、関係機関が連携してイベントや市民へのPR活動を強化し、消費者のニーズにあつた新居浜産農産物を安定的に提供できる体制づくりを図ること。

(三) 新居浜産農作物の販路拡大と消費拡大、農業所得の向上を図るため、ふるさと納税返礼品として農作物の拡充を行うこと。

三 有害鳥獣対策支援策の強化

有害鳥獣対策については、市・県においても予算措置され、被害防止の対策に取組まれているが、被害は依然として多く発生しており、中には人的被害も発生するなど深刻さは増すばかりで、対策が追いついていない。

農作物への被害を食い止め、農業者の生産意欲をなくさないようにするためにも、引き続き有害鳥獣対策に積極的に取組み、次の支援策を講じること。

(二) 有害鳥獣から農地を防護するための対策の予算措置を実施すること。新居浜市内での有害鳥獣対策モデル事業の実施、ロケット花火や爆竹の購入の補助、企業の協力、電気柵等地域での防護の啓発運動、有害鳥獣防護に対する支援策の強化と補助率のアップを図ること。

(三) 有害鳥獣駆除には、関係機関との連携が不可欠であるが、猟銃使用者の高齢化と減少により、後継者の育成、確保が課題となっている。有害鳥獣駆除対策のために、広報誌等で狩獵免許について周知し、新たに狩獵免許取得に係る費用の一部を補助すること。また、市内に設置している箱わなの管理等、体制の強化を図ること。

(三) 市街地にイノシシやサルが出没するケースが増えていていることから、地元の自治会等地域

で話し合いをして、地域で里山の管理をし、耕作放棄地をなくするような環境づくりを進めること。

四 計画的な農業生産基盤整備の実施

良好な営農環境を保持する上で必要不可欠な

農業水利施設の維持・整備について、農業振興地域内農用地区域を優先した事業計画を策定し、国・県に対して必要な事業の実施を継続的に要望すると共に、市も計画的に事業を実施していくこと。また、近年、異常気象による想定外の災害が発生しており、本市でも甚大災害が発生する可能性があるため、関係機関との連携を密に、事前の対策に万全を期するとともに、大雨等の災害に強い農業生産基盤整備の推進を図ること。

(一) 農業の発展と農地を集積し効率的な農業経営が行える生産基盤の整備が必要であることから、各土地改良区の実情に応じた維持管理と軽微な基盤整備を実施すること。特に上部地区は傾斜があり段差があるため、農業環境を整えるための基盤整備に補助金を利用できるようすること。

(二) 標準的な耐用年数を経過している、老朽化した農業用排水路、農道の改良への予算の増額を図ること。



への悪影響や構築物による農道の狭小化や土地境界のトラブルなどの声が多く聞かれる。太陽光発電設備の転用申請については総会で慎重な審議を重ねているが、農地法の許可基準では周辺住民への説明責任を担保できない。関係機関が連携して環境維持管理のサポート体制整備と行政指導の強化を図ること。

遊休農地を減らそう 農地の適正な管理をお願いします

農地所有のみなさまへ

遊休農地の発生は、農業生産効率を低下させるばかりでなく、地域活性化を阻害する要因となっております。

耕作を放棄されている農地は、雑草の繁茂などにより、近隣農地の経営に迷惑をかけるだけでなく、有害鳥獣の住処や通り道になったり、病害虫の発生、ごみの不法投棄や火災の原因になるなど周辺に悪影響を及ぼすことになります。定期的な草刈りを行うなどして、農地の適正な管理をお願いします。

農業委員会では、雑草の苦情を受けた耕作放棄地の所有者や耕作者に、農地の適正な管理のお願いの文書を送付しています。草刈等自分でできない場合は、シルバー人材センターまたはJAえひめ未来に依頼(有料)してください。

【農地法第二条の二】

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

■ 小作地の相続をお忘れなく

小作権（借りている農地）の相続手続きを忘れずにお願いします。小作している人が死亡しても、小作する権利（賃借権）は相続人に承継されます。遺産分割協議の際には、小作権についての話し合いも忘れないで、書面に残しておくことが大切です。小作権を相続された方は、台帳名義の変更のため、小作地相続届を提出してください。

農業経営基盤強化促進法による 利用権設定

安心できる農地の 貸し借りについて

利用権設定で貸し借りなどを行う場合は農地法の手続きを行う必要はなく、農業委員会の許可を経て、市が「農用地利用集積計画」を作成し、公告することによって効力が発生します。期間が満了すると契約は終了します。

また、期間満了前に終了等の通知をします。双方の申出があれば、再設定することもできます。

問い合わせ

農業委員会事務局 ☎ 65-1313

耕作放棄地解消促進事業 にかかる大型トラクター 等の利用について

大型トラクターは、JA各支所の共同機械で耕起等が困難な耕作放棄地で利用可能です。なお、面積や形状また進入路がない場所等により利用できない場合があります。(ほ場の端から50cmほどは刈り取りができません)



問い合わせ

J Aえひめ未来 新居浜経済センター

☎ 41 - 5701

農地の売買・贈与・貸借等には 農業委員会の許可が必要です

農地の売買・贈与・貸借などを行う際には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意ください。

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

農地法第3条の主な許可基準

- ① 申請を行う農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。(全部効率利用要件)
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。(農地所有適格法人要件)
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。(農作業常時従事要件)
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が、30アール(下限面積)以上であること。(下限面積要件)
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。(地域との調和要件)

※ 下限面積は、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、農業委員会で面積を定めることとなっています。新居浜市内の下限面積は全域で30アールに設定されています。①の全部効率利用要件は、違反転用の土地があれば認められません。

農業委員会総会審議状況

(単位:ha)

| | 農地法第3条 | | 農地法第4条 | | 農地法第5条 | | 農用地利用集積計画 | |
|--------|------------|-----------|--------------|----------|------------------|------------|--------------|------------|
| | 農地の賃貸借・売買等 | | 自己所有地を転用する場合 | | 権利を設定・移動して転用する場合 | | 認定農業者等への賃貸借等 | |
| | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| 平成29年度 | 32 | 37,163.99 | 13 | 8,054.00 | 168 | 113,327.65 | 98 | 130,340.45 |
| 平成30年度 | 34 | 31,263.00 | 12 | 7,053.00 | 176 | 152,307.25 | 86 | 136,586.91 |
| 令和元年度 | 25 | 33,531.00 | 8 | 2,871.00 | 178 | 177,328.57 | 109 | 177,893.91 |

農地基本台帳調査への ご協力のお願い

農地基本台帳調査として世帯員及び就業状況・農機具の保有状況・借受等の意向についてなど調査員（農業委員・農地利用最適化推進委員等）が12月中旬（予定）から、お伺いしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ

農業委員会事務局 ☎ 65-1313

全国農業新聞のお知らせ

「農地を守り担い手を応援する専門紙」
農業経営、暮らしに役立つ情報満載

発行日 毎週金曜日

購読料 月額700円（消費税込み）

購読のお申し込みは農業委員会事務局まで

もしも 許可を受けずに 転用したり、 許可通りに転用 しなかつたら…

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなります。その場合、知事は、工事の中止や原状回復等の命令を行うことができることとされています。また、罰則の規程もありますのでご注意ください。なお、許可後において転用目的を変更する場合、事業計画の変更等の手続を行い県知事の承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

※農地転用申請書等の作成を行行政書士でない人が、依頼を受け報酬を得て、業として行うことは、法律により禁止されていますので、代行申請を依頼される場合は、必ず行政書士にご相談ください。

農地転用制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図ることを目的としており、農地転用する際には、あらかじめ愛媛県知事の許可を受ける必要があります。転用許可是農業委員会で申請内容を審議した後、愛媛県へ進達します。なお、農地を転用して住宅等を建築する場合は、農地法以外にも農業振興地域に関する法律（農振法）や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可等が得られる見通しがない場合は農地転用の許可がされませんので、農地転用の際には、必ず関係機関と事前協議を行つたうえで申請してください。

農地の 違反転用

農地転用には許可が必要です



●認定農業者になりませんか

▼認定農業者とは？

認定農業者とは、農業経営の改善を行うための「農業経営改善計画」を作成し、愛媛県や新居浜市に認定された農業者のことですか。

▼認定の要件

新居浜市が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による基準を満たし、五年後に三三〇万円以上の所得が得られる計画を作成することが主な要件です。

▼認定農業者のメリット

各種補助事業の優先採択や、融資を受ける際の利子補給など、多くのメリットがあります。

▼認定農業者になるには？

新居浜市農林水産課ホームページから「農業経営改善計画書」をダウンロードして各項目を記入の上、農林水産課まで提出してください。なお、自身での計画書作成が不安な方には作成支援も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ
新居浜市農林水産課

六五・一一六二





知って得する！農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金
「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！
- 一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料補助
- 加入で大きな節税効果！
保険料は全額社会保険料控除の対象

詳しくは… 農業者年金基金 検索
<https://www.nounen.go.jp>

加入手続きについては、
JAえひめ未来（37-1003）
または農業委員会にお問い合わせください。

※農業者年金の加入には、
「国民年金第1号被保険者であること」
「年間60日以上農業に従事していること」
「60才未満であること」
の3つの要件を満たしている必要があります。

NOUNEN

大型特殊自動車免許について

令和2年4月、農耕トラクタの公道走行の規制緩和により、ロータリー等の作業機付き農耕トラクタの公道走行が可能となりました。ただし、作業機を付けた状態で全幅が1.7mを超すと道路交通法では「大型特殊自動車」に区分されるため、走行には大型特殊免許が必要です。

▶そもそも大型特殊自動車とは？

| | 小型特殊自動車 | 大型特殊自動車 |
|-------|-----------|-----------|
| 大きさ | 全長 | 4.7m 以下 |
| | 全幅 | 1.7m 以下 |
| | 全高 | 2.0m 以下 |
| 最高速度 | 時速15km 以下 | 時速15km 以上 |
| 免許の種類 | 小型特殊免許 | 大型特殊免許 |



※ 大型特殊自動車の場合、作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えているときは、特殊車両通行許可を得たり、反射器を付ける等の条件があります。

農作業機を装着した状態での寸法を基準に、それに応じた免許を取得する必要があります。

大型特殊自動車免許の取得はお早めに！

◆◆◆◆◆ 詳細については ◆◆◆◆◆

農林水産省ホームページ
「作業機付きトラクターの公道走行について」
(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html) をご覧いただくか、東予地方局産業振興課（☎0898-68-7322）までお問い合わせください。

川東地区

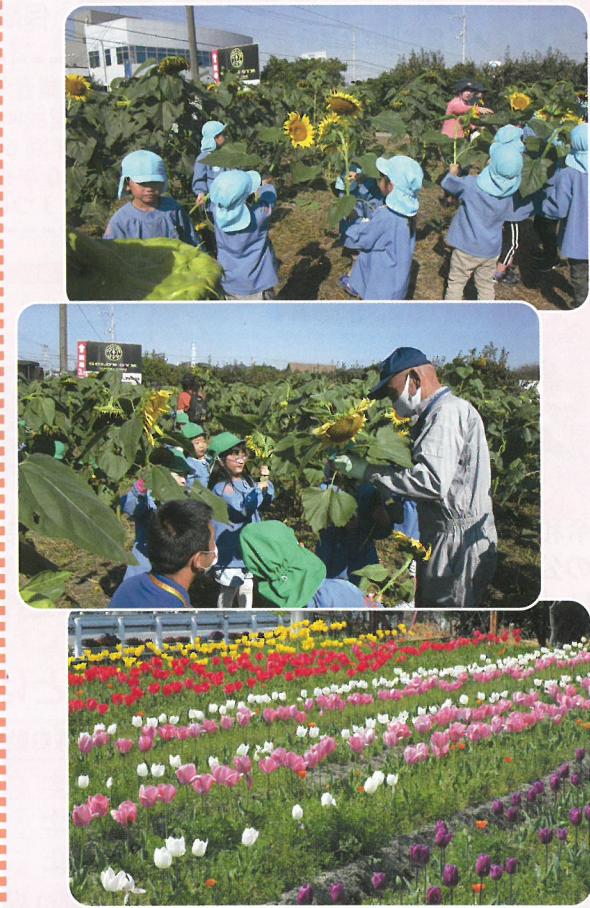


この事業は遊休農地の発生防止対策として行われています。チューリップやボピー、ひまわり、コスモスの作付けをし、開花時には近隣の園児やお年寄りの方々に安らぎと自然学習の場を提供すること、そして遊休・荒廃農地の発生へ警鐘を鳴らし、農地性の保全への啓発を目的としています。

景観形成作物取組事業

市内3か所
(船木・大生院・川東)
で行われています

船木地区



大生院地区



新居浜市農業委員会事務局ホームページにも事業の取組みを掲載しています。

<http://www.city/niihama/lj.jo/soshiki/nougyou/>